

## 「第3次千葉県消費生活基本計画原案」に寄せられた市町村からの意見の概要と県の考え方

意見提出市町村数：3

延べ意見数：5

指標	
意見の概要	県の考え方
<p>基本目標4の指標について</p> <p>「悪質商法が減ってきたと思う県民の割合」の「思う」ではなく、警察からのデータとしての実数を指標として入れられないのか。</p> <p>県民の感覚と実数では差異があると思われるので、現実的な数字を示した方がより良いのではないか。</p>	<p>基本計画の指標は、取組の成果を把握するため、県民の消費生活についての満足度や安全・安心の実感等を上位項目として設定しています。</p> <p>また、この指標項目については、第1次の基本計画から継続して把握しているものであり、今回の基本計画においても、引き続き指標項目としていきます。</p>

## 基本目標1 誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり

意見の概要	県の考え方
<p>民法の成年年齢引き下げに伴って、これまでは未成年者取消権で保護されていた18歳、19歳の若者が保護の対象から外れることとなり、悪質な業者に騙される危険性が高まること予想される。このため、若者が躊躇なく相談できるよう、相談窓口の多様化を図るべきと考える。メール受付など、若者が日常使用している機器からの受付が24時間365日できるよう拡充を図られたい。</p>	<p>メール受付等の相談対応方については、今後、計画に基づいた施策を進める中で、相談の状況や消費者教育の成果を踏まえ、県民や専門家、市町村等の意見を聴きながら、効果的なあり方について検討してまいります。</p>

## 基本目標2 消費者市民を育む教育の推進

意見の概要	県の考え方
<p>若者が「これってあやしい？騙されてる？」と思ったときに、判定できるようなアプリの開発など消費者団体等と連携し、促進していただきたい。</p>	<p>消費者教育・啓発の推進に当たっては、消費者団体や事業者団体、専門家等と連携して進めてまいります。</p>
<p>カスタマーハラスメントが社会問題になっていることから、加害者にならないための消費者教育の取組も必要ではないか。</p>	<p>消費者教育については、消費行動が社会や環境、経済等に与える影響等を自覚し、合理的に判断し、行動することのできる消費者市民の育成を目指した取組を進めることとしています。</p>
<p>成年年齢の引き下げにおいて、最も影響視されているのが消費生活関連問題であり、今回計画期間中の大きな焦点だと思いが、基本目標の取組方針で若干触れているものの、理念的記載のみにとどまって（具体的な取組と事業計画ではふれてない）いる。</p> <p>当該時期には、市町村も何らかの特出し啓発を実施することになると思われ、県の計画は市町村においても指針になるものであることから、もう少し触れていただきたい。</p>	<p>若年者に対する消費者教育の実施は喫緊の課題と認識していることから、学校における消費者教育の充実を図るため、基本計画においては、消費者行政部門と教育機関との連携強化や、学校現場への出前講座の実施、消費者教育教材や情報提供の充実等を図ることとしています。</p>